

次期環境基本計画素案

目次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 本県を巡る現状

- 1 本県の自然条件・社会条件
 - (1) 位置、地形及び気候
 - (2) 人口
 - (3) 土地利用
 - (4) 経済
- 2 国内外の社会経済情勢の変化
 - (1) SDGs に向けた取組
 - (2) ESG 投資等の動向
 - (3) 国内環境産業の動向
 - (4) デジタルトランスフォーメーション (DX) の取組
 - (5) 所有形態や働き方の多様化
- 3 国内外の環境分野の状況の変化
 - (1) 気候変動
 - (2) 資源循環
 - (3) みどり
 - (4) 生物多様性
 - (5) 水環境
 - (6) 大気環境

第3章 長期的な目標

- 1 温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり
- 2 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり
- 3 あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

第4章 施策展開の基本的な考え方

- 1 様々な環境問題の統合的解決
- 2 環境・経済・社会の諸課題の同時解決
- 3 地域社会の持続可能性の向上
- 4 地球的規模の影響を意識した地域からの行動
- 5 先進技術の活用、変化を捉えた意識や行動の変革
- 6 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

第5章 実施施策

- 1 気候変動対策の推進
- 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進
- 3 みどりの保全と創出
- 4 生物多様性の保全
- 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全
- 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全
- 7 経済との好循環と環境科学・技術の振興
- 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

埼玉県環境基本計画は、埼玉県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図るため、同条例に基づき策定するものです。

現計画（第4次）は平成24年度から令和3年度（2012～2021年度）までの計画期間としていましたが、社会経済情勢等の変化に対応するため、平成28年度に中間見直しを行いました。

その後、人口減少・少子高齢化の一層の進行、地球温暖化が一因と考えられている豪雨や台風の高頻発、海洋プラスチックごみの問題の顕在化、カーボンニュートラルに向けた動きや世界共通の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の広がりなど、本県を取り巻く状況は刻々と変化しています。

また、国は平成30年（2018年）4月に第5次環境基本計画を策定し、国際・国内情勢に的確に対応するため、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を目指すこととしています。

こうした社会経済・環境の状況変化や国内外の動向を踏まえ、次期（第5次）埼玉県環境基本計画を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、埼玉県環境基本条例第10条の規定により環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるためのものです。

また、県政運営の基礎となる計画である「埼玉県5か年計画」と整合を図り、「埼玉県廃棄物処理基本計画」、「埼玉県地球温暖化対策実行計画」など環境部門の個別計画の上位計画として、環境施策を総合的・計画的に推進します。

3 計画の期間

令和4年度から令和8年度まで（2022～2026年度）の5年間とします。

第2章 本県を取り巻く状況

1 本県の自然条件・社会条件

(1) 位置、地形及び気候

埼玉県は、関東平野の中西部に位置する内陸県で、東京都など1都6県に隣接し、全域が都心から約100kmの圏域に含まれます。

地形的特徴として、西部に2,000m級の山々が連なる秩父山系があり、東部に向かい標高を下げ、中央部に広がる丘陵や台地、東部の海拔20m以下の低地へと続いています。

埼玉県の面積の約4割が山地及び丘陵地となっていますが、台地及び低地を合わせて平地として算出すると、その面積は約2,300km²、全国で11番目の広さです。平地面積の割合が県土の約6割を占め、千葉県と並び、茨城県に次いで全国で2番目の高い割合となっています。

また、荒川や利根川をはじめとする多くの河川が流れ、県土に占める河川面積の割合は全国第2位の3.9%となっています。

本県の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥と、北西からの強い季節風の吹く乾燥した晴天が多くなる、内陸性の太平洋側気候です。年間を通じて、台風や豪雪による気象災害は比較的少ないものの、近年では、地球温暖化などの気候変動の影響とも考えられる局地的な集中豪雨や大型台風などによる大きな被害も生じています。

(2) 人口

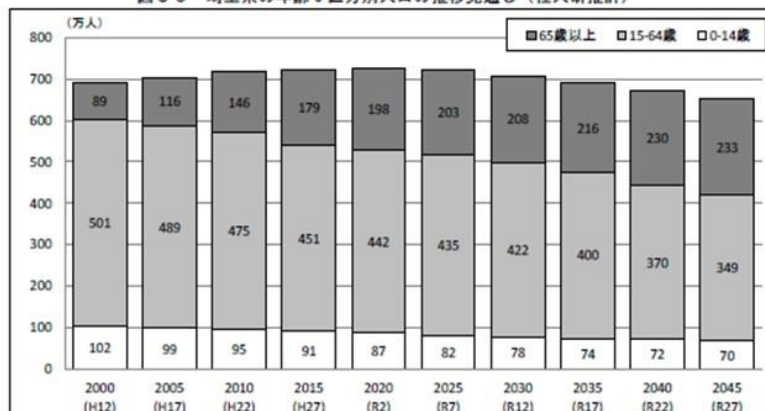
埼玉県の人口は、東京に隣接する立地条件から県南部を中心として、昭和30年代後半(1960年代)から平成2年(1990年)にかけて急激に増加し、その後、増加のペースは緩やかとなったものの、平成17年(2005年)には700万人を超え、令和2年(2020年)11月1日現在の推計人口は、約734万人となっています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口(0～14歳)は昭和55年(1980年)の146万人をピークに減少が続いており、現在は昭和45年(1970年)の水準を下回っています。また、社会経済を支える労働力として重要な生産年齢人口(15～64歳)は、全国では平成7年(1995年)頃から減少していますが、埼玉県においても平成12年(2000年)の501万人をピークに減少が続いています。高齢者人口(65歳以上)は平成27年(2015年)には179万人で、高齢化率は24.8%と、超高齢社会(高齢化率21%超)となっています。

平成27年(2015年)国勢調査結果を基にした推計では、総人口は令和12年(2030年)には約708万人と平成27年(2015年)年比で2.6%減少、令和27年(2045年)には約653万人と平成27年(2015年)比で10.2%減少とされています。また、今後、生産年齢人口減少の加速化や全国に比べても急激な高齢化の進行が見込まれます。

高齢化や人口減少といった人口動態の変化は、地域コミュニティの弱体化や地域経済の衰退を招くとともに、農林業の担い手不足による耕作放棄地の増大、空き家の増加、商店街の衰退等による地域経済の衰退など様々な課題が顕在化しつつあります。

図3-6 埼玉県の年齢3区分別人口の推移見通し(社人研推計)



(2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は社人研「日本の地域別将来推計人口」を基に作成)
出典：第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2～6年度) 令和2年3月 埼玉県

(3) 土地利用

平成30年(2018年)における県土の利用形態をみると、県土面積約3,798km²のうち、おおよそ、森林が32%、農地が20%、宅地が20%、道路が9%、水面・河川・水路が5%、その他が14%で、農林地の面積が県土の52%を占めています。

本県の可住地面積(平成30年(2018年)10月1日現在)は、2,584.6km²(県土の68.1%)で、全国の可住地面積比率(32.9%)の約2倍、大阪府(69.8%)、千葉県(68.9%)

に次いで高い比率であり、また、東京に隣接する地理特性等から、人口増による都市化と農林地の減少が、近年鈍化しつつあるが依然として進んでいます。

	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2018	区分の説明
	昭和50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	平成30年	
森林	1,312	1,291	1,273	1,264	1,246	1,234	1,223	1,219	1,212	1,198	国有林及び民有林の合計
農地	1,211	1,128	1,055	984	922	874	848	798	763	748	田・畑の合計
原野等	0	2	2	2	2	2	2	2	3	3	原野・採草放牧地の合計
宅地	496	553	588	631	660	694	719	744	768	782	住宅地・工業用地・その他宅地の合計
道路	245	265	276	291	302	321	321	328	335	339	一般道路・農道・林道の合計
河川等	185	187	188	190	189	191	190	191	192	191	水面・河川・水路の合計
その他	348	371	416	435	476	481	494	516	525	536	

資料: 土地利用現況把握調査(土地水政策課)

出典: 令和2年度 埼玉の土地

※区分は、国土利用計画の利用区分による

(4) 経済

「平成30年度県民経済計算」によると、県内総生産は、名目で23兆2,541億円(前年度比0.5%増)となり、6年連続で増加しました。

産業別の構成比は、第1次産業が0.4%(前年度比10.4%減)、第2次産業が28.4%(前年度比0.6%増)、第3次産業が70.4%(前年度比0.4%増)となっています。

平成30年の埼玉県農業産出額は、1,758億円、全国第20位です。平成25年(2013年)の2,012億円と比べて12.6%減少しています。

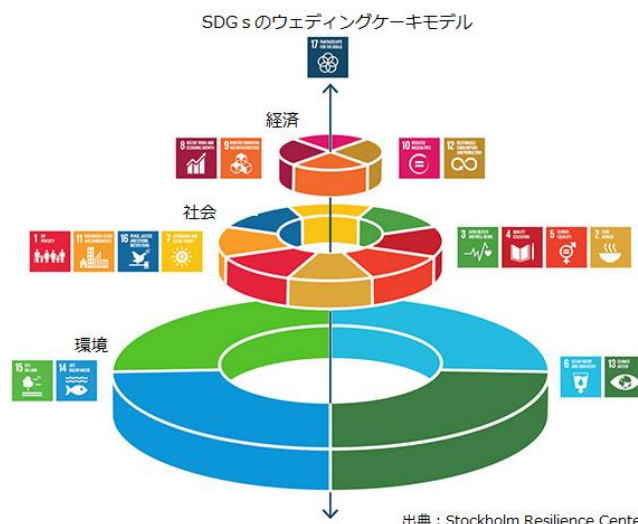
工業、特に製造業については多種多様な業種が立地しており、平成30年の製造品出荷額等は14兆1,470億円で、全国第6位となっています。平成25年(2013年)の11兆7,877億円と比べると、20.0%の増加です。また、商業については、平成28年6月の年間商品販売額は16兆9,090億円で全国第7位です。平成24年(2012年)の14兆0,528億円と比べて、20.3%増加しています。

2 国内外の社会経済情勢の変化

(1) SDGsに向けた取組

平成27年(2015年)9月に環境、経済、社会のバランスの取れたよりよい世界を目指す、世界共通の持続可能な開発目標、SDGsが国連において採択されました。

「世界の変革」と「誰一人取り残さない」を基本理念としており、17ある目標の多くが環境に関連しています。SDGsの考え方は、環境は人類の生存基盤であり、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという認識のもとで、環境を基盤に持続可能な社会活動、経済活動を統合的に築くことを志向しています。SDGsの17の目標をウェディングケーキで説明したモデルでは、



1 地球環境の基盤があるので、社会、経済が成り立っていることを説明しています。また、相互
2 に関連する複数の目標を統合的に解決することを目指しています。

3 国は平成30年(2018年)4月に閣議決定した第五次環境基本計画において、各地域が地域
4 資源を生かし、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し合い、支え
5 合う「地域循環共生圏」を提唱しています。経済・社会・環境の課題を統合的に解決するSD
6 Gsを地域で実践するビジョンとされています。

7 自治体のSDGsに対する認知度や関心度は年々向上し、SDGs未来都市は令和3年度
8 (2021年度)で本県を含め124都市になりました。

9 平成29年(2017年)に日本経済団体連合会は、Society 5.0の実現を通じたSD
10 Gsの達成を柱として、企業行動の規範である企業行動憲章の見直しを行うなど、企業でもS
11 DGsの取組が広がっています。

12 13 (2) ESG投資等の動向

14 環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)
15 を重視するESG投資など、企業の環境面への取組を投資の判断材料の一つとして捉える動きが
16 世界で拡大しています。

17 また、こうした動きなどとあいまって、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)に
18 沿った投資家等の適切な投資判断を促すための情報開示やSBT(パリ協定が求める水準と整合
19 した、5年~15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標)、RE10
20 0など脱炭素化に取り組んだ企業が世界で増加しています。

21 国内のESG投資は、平成28年から令和元年(2016~2019年)までにかけて約6倍にまで拡
22 大しています。ESG債券、ESG株式も増えてきています。

23 24 (3) 国内環境産業の動向

25 供給する製品・サービスが環境保護や資源管理に寄与する環境産業の国内の市場規模は、再生
26 可能エネルギーなどの地球温暖化対策分野の成長により、平成30年(2018年)で約105兆
27 円であり、雇用規模も約260.9万人と過去最大になっています。

28 全産業に占める環境産業の市場規模の割合は、平成12年(2000年)の6.1%から令和元
29 年(2019年)には10.5%まで増加し、環境産業が国の経済成長に与える影響は大きくなっ
30 ています。

31 32 (4) デジタルトランスフォーメーション(DX)の取組

33 近年、ICT(情報通信技術)はより進化しています。インターネット利用の増大とIoT
34 (モノのインターネット)の普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながるこ
35 とに伴い、大量のデジタルデータ(ビッグデータ)の生成、収集、蓄積が進みつつあります。
36 それらデータのAI(人工知能)による分析結果を、業務処理の効率化や予測精度の向上、最
37 適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用した取組が、様々な分野で広がってき
38 ています。

39 進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへ変革する、DXの取
40 組はまだ十分ではなく、より一層の推進が求められています。

41 42 (5) 所有形態や働き方の多様化

43 所有形態や働き方の多様化が進んでいます。

44 IoT、AIの活用により、従来製品として販売していたものを、その製品の持つ機能に着
45 目し、その機能の部分をサービスとして提供するサービサイジング(例:製品のリース・レン

1 タル、E S C O (Energy Service Company) 事業) や、その一形態であるシェアリングエコノ
2 ミー (例: カーシェアリング、シェアサイクル) が急拡大しています。

3 テレワークとは、I C Tを活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、企
4 業におけるテレワーク導入状況は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、その有用性と必
5 要性が改めて認識され、令和元年 (2019 年) の 20.2% から、令和 2 年 (2020 年) の 47.
6 5% と急速に増加しています (総務省通信利用動向調査)。
7

8 3 国内外の環境分野の状況の変化

9 (1) 気候変動

10 平成 27 年 (2015 年) 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (C O P 21) に
11 おいて、令和 2 年 (2020 年) 以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」
12 が採択されました。

13 パリ協定では、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて
14 2°C よりも十分低く保つとともに、1.5°C に抑える努力を追求すること」とされ、その目標
15 達成のため、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去を均衡させるこ
16 と」と定められました。

17 近年、日本では、毎年のように、豪雨、台風、猛暑等、気象災害に見舞われています。気候
18 変動の影響が今後深刻化するおそれがあり、気候変動への適応を推進するため、平成 30 年
19 (2018 年) 12 月に気候変動適応法を施行し、地球温暖化の影響による被害の回避・軽減対策
20 である「適応策」を法的に位置付けました。

21 令和 2 年 (2020 年) 10 月、菅内閣総理大臣は 2050 年までに温室効果ガス排出を全体とし
22 てゼロにする、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しまし
23 た。同年 11 月には衆参両院で気候非常事態宣言が決議され、同年 12 月、国の成長戦略会議
24 において、2050 年カーボンニュートラルに向けた成長戦略を盛り込んだ実行計画が取りまと
25 められました。

26 令和 3 (2021 年) 年 4 月の気候サミットにおいて、日本は 2030 年度の温室効果ガスの排出
27 を 2013 年度比で 46% の削減目標を表明するなど、気候変動をめぐる動きは大きく加速して
28 います。また、令和 3 年 (2021 年) 5 月、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、2050
29 年までの脱炭素社会の実現を旨とする基本理念が明記されました。

30 全国の温室効果ガス排出量は、令和元年度 (2019 年度・確報値) は 12 億 1,200 万トン
31 (前年度比 -2.9%、平成 25 年度 (2013 年度) 比 -14.0%、平成 17 年度
32 (2005 年度) 比 -12.3%) で、平成 25 年度 (2013 年度) をピークに 6 年連続で減少し
33 ています。
34

35 (2) 資源循環

36 全国の一般廃棄物の排出量は、循環型社会形成推進基本計画で定めた目標に向け、長期的に
37 は順調に減少しているものの、短期的には減少量が少なくなっているため、更なる取組が
38 必要です。また、一般廃棄物の最終処分量は、長期的にも短期的にも目標に向け順調に減少し
39 っていますが、近年徐々に横ばいになっており、目標達成に向けては注視する必要があります。
40 一方、全国の産業廃棄物の排出量及び最終処分量ともに既に目標を達成しています。

41 なお、循環利用率については、入口側、出口側ともに、近年減少傾向となっており、廃棄物
42 の発生抑制に努めつつ、再生資材の需要を生み出しながら、廃棄物の循環利用量の増大を図っ
43 ていくことが望まれています。

44 国は、資源の有限性、廃棄物の処分の制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジ
45 ア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応することを目的に、令和元年 (2019 年)
46 にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策

1 定しました。令和3年(2021年)6月には多様な物品に使用されているプラスチックに関し包
2 括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる
3 主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するため、「プラスチック
4 に係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。令和元年(2019年)に開催され
5 たG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみに関して令和32年(2050年)までに追加
6 的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」がG20首脳間で
7 共有されました。

8 また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、日本として、大量の食料を
9 輸入し、食料の多くを輸入に依存しながら、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されて
10 いる食品ロスの問題に真摯に取り組むべきであることから、令和元年(2019年)10月に「食
11 品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

12 (3) みどり

13 国内の原生的な自然環境は保護地域等により保全される一方で、里地里山や都市地域におけ
14 る自然環境の保全・再生はまだ十分とは言えません。「身近な緑」は、人口が集中する都市にお
15 いて、住民が自然環境とふれあう場の確保、生物の生育・生息環境の確保の観点から、その保
16 全・再生・創出がますます重要になっています。

17 森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民
18 に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、国土や国民の生命
19 を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大き
20 な課題となっています。

21 森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31(2019)年3月に「森林
22 環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和元年度(2019年度)から森林環境譲
23 与税の都道府県及び市町村への配分が始まっています。

24 (4) 生物多様性

25 世界では、生物多様性分野における令和2年(2020年)までの世界目標である愛知目標の達
26 成に向け、各国が生物多様性の状況や取組の優先度などに応じて必要な国別目標を設定し、生
27 物多様性国家戦略の中に組み込み、取組を進めてきました。しかしながら、国連の報告書(「地
28 球規模生物多様性概況第5版」)によると、20の個別の目標のうち完全に達成できたものはあ
29 りませんでした。また、令和32年(2050年)ビジョン「自然と共生」の達成には、生物多様
30 性の保全・再生に関する取組のあらゆるレベルへの拡大、気候変動対策の推進、生物多様性損
31 失の要因への対応、生産・消費様式の変革及び持続可能な財とサービスの取引といった様々な
32 分野での行動を、個別に対応するのではなく連携させていくことが必要であると指摘していま
33 す。

34 国内においては、国家戦略2012-2020で生物多様性の認知度(75%)などが目標に設定さ
35 れていますが、令和元年度(2019年度)現在、認知度は51.8%であり、生物多様性が十分に
36 社会に浸透しているとは言えない状況です。また、全国の絶滅危惧種は増加傾向にあり、野
37 生生物が置かれている状況は依然として厳しいです。

38 (5) 水環境

39 全国で見ると、平成30年度(2018年度)における生活環境項目(BOD/COD)の環境
40 基準達成率は、河川は94.6%、湖沼は54.3%、海域は79.2%、全体89.6%で
41 あり、河川についてはほとんどの地点で環境基準を達成しています。

42 また、全国の污水処理人口普及率は、令和元年度(2019年度)末で91.7%となりました。
43 生活雑排水を処理しないまま流す単独処理浄化槽が全国で多く残存し、早急な転換が必要であ
44 ります。

1 ること、定期検査の受検率は40%と低く、法定検査受検と浄化槽管理の指導強化が必要であ
2 ることから、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換と浄化槽の維持管理の向上のため、
3 浄化槽法が令和元年（2019年）6月に改正・公布され、令和2年（2020年）4月から施行さ
4 れました。

6 (6) 大気環境

7 全国の微小粒子状物質（PM_{2.5}）の全測定局の年平均値は、平成25年度（2013年度）
8 以降緩やかな改善傾向が続いていますが、関東地方では主に都市部で環境基準を達成していな
9 い地域がみられます。

10 また、平成30年度（2018年度）の光化学オキシダントの環境基準達成率は、一般局0.
11 1%、自排局0%であり、依然として極めて低い水準となっています。

12 PM_{2.5}や光化学オキシダントの原因物質の一つである燃料蒸発ガスを回収する機能を有
13 する計量機を設置したガソリンスタンドを国が認定する「大気環境配慮型SS（e→AS）認
14 定制度」が平成30年（2018年）7月から開始されました。

15 建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、令和2年（2020年）6月に対策
16 を一層強化する大気汚染防止法の改正が行われました。

1 第3章 長期的な目標

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に向け、21世紀半ばを展望した3つの長期的な目標を掲げます。

1 温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

再生可能エネルギーの利用、エネルギーの効率的な活用、省エネが進み、温室効果ガスの人為的排出と吸収を均衡（カーボンニュートラル）させた脱炭素型の社会が実現しているとともに気候変動の影響に適応しています。

資源を有効に使って無駄にしないという意識がしっかりと根付き、資源の循環利用が進み、できるだけ少ない資源で必要とされる豊かさが生み出される社会となっています。

2 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

地域の環境を保全するための取組が一層進み、安心して暮らせる安全な生活環境が確保されています。

緑と川は地域により守り育み活用されることで多様な生態系を形成しており、人々がその豊かな恵みを享受し、自然と共生し暮らしています。

3 あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

環境科学・技術の振興、環境と経済の好循環が図られるとともに、再生可能エネルギーや豊かな自然環境などの地域資源を活用した地域づくりの取組が広がっています。

行政、事業者、民間団体、県民等の各主体が脱炭素・循環型・自然共生社会の実現に向けて率先して行動するとともに、各主体間の連携が進み、一体となって取組が推進されています。

これらにより、環境・経済・社会的課題の同時解決が図られ、持続可能な社会が形成されています。

第4章 施策展開の基本的な考え方

環境施策の展開においては、環境は人類の生存基盤であり、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという観点を強く意識し、以下の6点を施策展開の基本的な考え方とします。

1 様々な環境問題の統合的解決

環境施策の展開において、気候変動、資源循環、生物多様性など、それぞれの分野ごとに個々の環境問題の解決に取り組むことはもとより、統合的に解決するという視点が求められます。

気候変動対策が、種の存続・生育域など生物多様性の保全につながる、プラスチックごみの削減は海洋プラスチックごみによる生態系への影響を少なくするとともに、廃棄物処理の過程で発生する二酸化炭素排出量の削減にもつながる等、個々の環境問題は相互に関連していることから、その影響を総合的にとらえる必要があります。

2 環境・経済・社会の諸課題の同時解決

本県では、部局横断かつ官民連携による全県的なSDGs推進体制を構築し、「ワンチーム埼玉」でSDGs達成に向けた取組を推進しています。

SDGsの17の目標のうち環境と特に関わりが深い9の目標の達成はもとより、経済・社会の諸課題の同時解決にもつなげていくことが求められます。

SDGsの理念に沿い経済・社会・環境に関わる諸課題の解決に向けて統合的に取り組むことは、持続可能な地域づくりに貢献し、地域創生の推進につながるものでもあり、環境と経済の好循環にもつながるものです。

また、生態系の持つ機能を積極的に活用し、災害に強くかつ自然と調和した持続可能な社会を形成する「グリーンインフラ」や「生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)」のように、環境問題を解決するとともに、防災機能も併せて発揮するような取り組みにも留意していく必要があります。

3 地域社会の持続可能性の向上

人口減少・高齢者の増加、社会資本の老朽化の進展に伴い、高齢者にも暮らしやすい健康・快適な生活を確保すること、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること、財政面・経済面で持続可能な自治体経営を可能とすること、災害に強いまちづくりの推進等が求められています。

人口減少、少子高齢化の影響を見極め、ごみ出しの支援を高齢者の見守りにつなげる等、人々の暮らしを支える地域社会の持続可能性を向上させるという視点もあわせて、環境施策を展開していく必要があります。

また、各地域が自然環境等の地域資源を最大限に活かして自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて近隣地域等と補完し支え合いながら、農山村も都市も活かす持続可能な地域社会の創造を目指すことが求められています。

これらを踏まえ、コンパクト・スマート・レジリエントの3つを要素とする持続可能なまちづくり (埼玉版スーパー・シティプロジェクト) を市町村とともに進めていく必要があります。

4 地球規模の影響を意識した地域からの行動

地球温暖化の主な原因である二酸化炭素は人々の生活や企業の経済活動から日常的に発生しています。

また、日本の経済・社会システムが海外から多くの資源を輸入することで成り立っており、世界の生物多様性に大きな影響を与えています。

近年注目されている問題の一つである食品ロスについても、日本は多くの食料を海外から輸入している一方で、国内で世界全体の食料援助量の約1.6倍の食品ロスが発生しているとの推計

1 もあり、国内での取組を進めることは、世界全体への貢献であるとも言えます。

2 また、世界的な課題となっている海洋プラスチック問題の原因の一つは、日常生活から発生す
3 るプラスチックごみです。

4 日本での日常生活や企業活動が地球規模の環境問題の原因の一つとなっており、世界的にも影
5 響を与えていることを十分に意識し、地域から行動していく必要があります。

6 5 先進技術の活用、変化を捉えた意識や行動の変革

8 IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ、ドローンといったデジタル技術の活用によ
9 る社会的課題の解決に向けた様々な取組が期待されています。デジタル技術の徹底的な活用や
10 デジタルインフラなどの戦略的な構築を進め、そこに新しい価値を生み出す変革、すなわち DX
11 が求められています。

12 ESG投資の拡大や脱炭素化を経営に取り込む企業の増加、シェアリングエコノミーの広がり、
13 テレワーク等、環境配慮につながるビジネススタイル、働き方やライフスタイルの変化の動きも
14 見られます。

15 先進的なデジタル技術を活用するとともに、企業や人々の意識や行動の変化を的確に捉え、人々
16 や企業の行動、社会がより環境に配慮した方向に進むよう働きかけて行く必要があります。

6 6 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

19 新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワークやウェブ会議が急拡大してきています。
20 こうした動きは、環境面からも移動に伴う二酸化炭素排出量の削減につながるものであり、感染
21 症対策が環境対策にもなるようなこうした取組は、より一層進めていく必要があります。

22 一方、在宅勤務による住宅の空調・照明等のエネルギー消費量の増加、公共交通機関から自家
23 用車への通勤シフトや、換気を伴う空調による負荷の増加、さらには衛生目的での使い捨てマス
24 ク等のプラスチック製品の使用の増加など、環境への負荷の増大といった側面もあります。

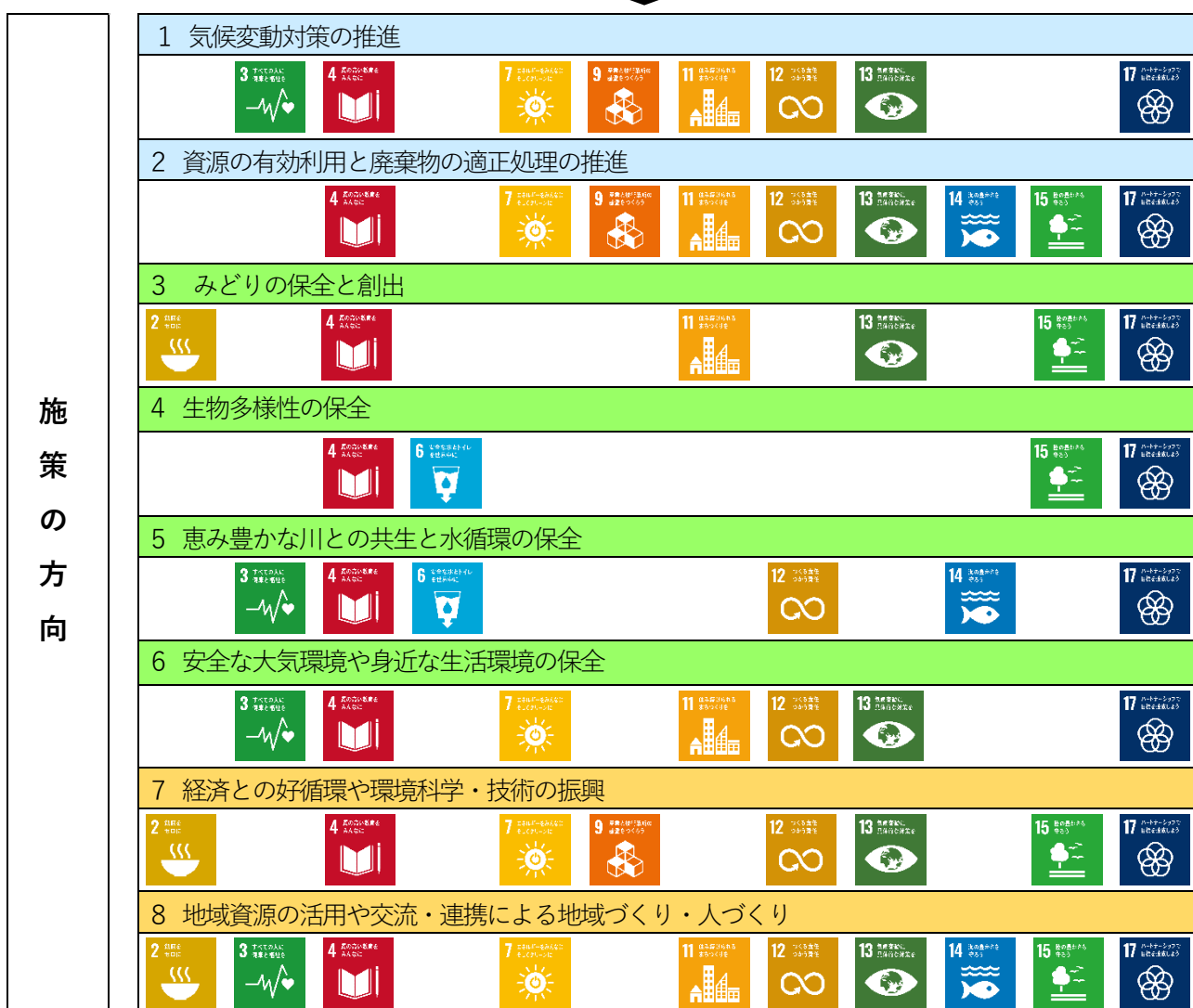
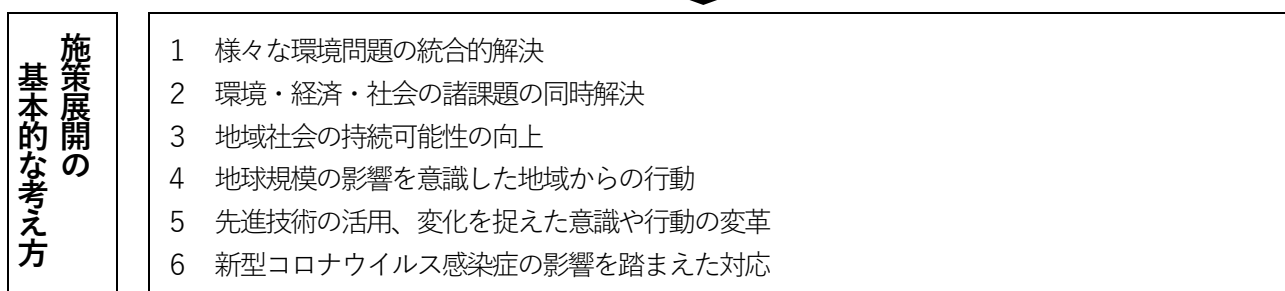
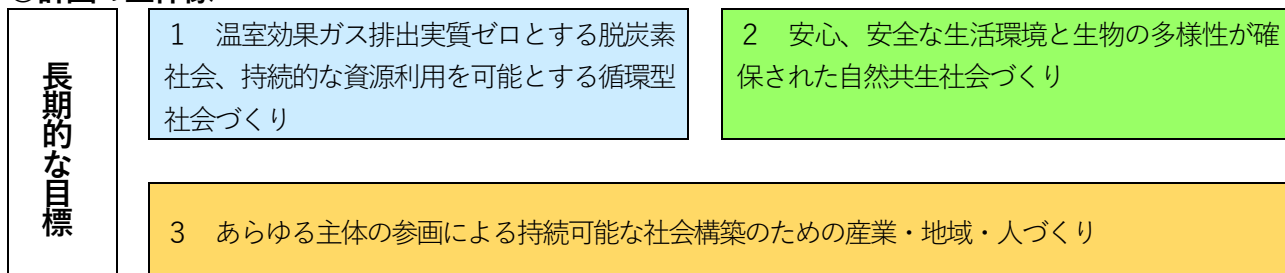
25 省エネ設備やエコカーの更なる導入や、プラスチック代替製品の使用の促進などにより、感染
26 症対策と環境対策の両立を図っていく必要があります。

27 新型コロナウイルスの感染拡大で冷え込んだ経済の復興と、気候変動など環境問題の解決を同
28 時にめざす「グリーン・リカバリー」(持続可能な経済復興)にも取り組んでいく必要があります。

1 第5章 実施施策

2
3

○計画の全体像



1 施策の方向 1 気候変動対策の推進

2 (1) 現状と課題

3 本県では、これまで、目標設定型排出量取引制度など、先進的な取組を進め、令和2年(2020
4 年)3月には「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」を策定しました。

5 本県の温室効果ガス排出量は平成30年度(2018年度)で、平成25年度(2013年度)比1
6 2.1%減で、令和32年(2050年)までの脱炭素社会の実現を旨とした「地球温暖化対策の推
7 進に関する法律」の改正が行われたことで、より一層の削減が求められる状況となっています。

8 目標設定型排出量取引制度などにより、産業・業務部門の削減を促進するとともに、運輸部門
9 や家庭部門における削減を更に推進する必要があります。

10 本県の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは限定的である中、太陽光発電の導入では一定
11 の成果が見られるものの、これまでのエネルギー供給体制を更に変えていかなければ、温室効果
12 ガスをより一層の削減し、地球温暖化の進行を止めることはできません。また、災害の激甚化な
13 どにより、有事の際のエネルギー供給の途絶が長期化するおそれも高まっています。

14 このような状況を踏まえ、地域の特徴を踏まえた多様なエネルギー供給(再生可能エネルギー、
15 コージェネレーションシステム、燃料電池等)と蓄電池等を組み合わせたエネルギーの地産地消
16 による効率的な活用を進め、脱炭素化や有事におけるエネルギー供給の確保を図る必要がありま
17 す。

18 さらに、本県では、日本の平均と比べて速いペースで気温が上昇しています。これは都市化の
19 進行に伴うヒートアイランド現象の影響によるものと考えられています。平成30年(2018年)
20 12月の気候変動適応法の施行に合わせて環境科学国際センターを地域気候変動適応センターに
21 位置付けています。また、令和3年4月には希望する市町村と共同で、地域気候変動適応センタ
22 ーを設置するなど、地域における適応策を進めています。

24 (2) 長期的な目標に向けた方向性

25 脱炭素社会の実現及び気候変動に適応した持続可能な社会の実現に向け、産業、業務、家庭、
26 運輸の各部門や様々な分野で省エネルギー化が進んでいます。

27 地球の気候の現状や将来予測に関する県民や事業者の理解が深まり、県民が環境に優しいライ
28 フスタイルを実践するとともに、事業者も環境への負荷を低減した事業活動を展開しています。

29 県民の生活環境は、快晴日数日本一、戸建て住宅数が全国2位という本県の強みを生かし、住
30 宅の太陽光発電設備等や蓄電池の導入が進み、再生可能エネルギーの利用が促進されるとともに
31 レジリエンスの強化が図られています。

32 事業者における脱炭素に対する意識が進み、事業活動の省エネルギー化はもとより、太陽光や
33 風力で発電した電力の購入等、再生可能エネルギーの利用によるCO₂オフセットが進んでいま
34 す。また、太陽光発電施設は、地域住民の理解を得て、地域の環境と共生した設置が進んでいま
35 す。

37 (3) 今後の施策と主な取組

38 (i) 産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進

39 ◇地球温暖化対策計画制度の円滑な運用

40 埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、一定規模以上の事業者を対象に、温暖化対策の計画
41 書の提出、実施状況の報告・公表等を行う地球温暖化対策計画制度を推進します。

42 ◇目標設定型排出量取引制度の推進

43 エネルギー消費の大きい事業所を対象に、二酸化炭素(CO₂)の排出削減目標を設定し、自ら
44 の削減のほか、他者の削減量、再生可能エネルギーなどの利用により目標達成を求める制度を推

1 進し、対象事業所における CO₂ 排出削減の取組を促進します。

2 ◇事業活動における省エネルギー対策の促進

3 中小企業等から排出される CO₂ を効率的に削減するため、IoT 等を活用した省エネ設備や再生
4 可能エネルギー設備の導入に対する支援を行い、中小企業等の省エネ対策を促進します。

5 ◇県有施設での率先的な実施

6 エネルギー効率の良い空調設備やLED照明の導入等により、県有施設のエコオフィス化を率
7 先して進めます。また、県有施設の新設や大規模改修の際に太陽光発電設備などの設置を進め、
8 温室効果ガス排出削減対策を率先して実施します。

9 ◇建築物環境配慮制度の運用などによる低炭素建築物の普及拡大

10 建築物の省エネルギーなど建築物における総合的な環境配慮の取組を促すため、「埼玉県建築
11 物環境配慮制度」を推進し、低炭素型の建築物などが正しく評価され優良なストックとして蓄積
12 されるよう取り組みます。

14 (ii) 家庭部門におけるライフスタイルの転換

15 ◇住宅の省エネ対策の実施

16 家庭用燃料電池などの住宅用省エネ設備の導入や家電の省エネ型への買い替えを支援すること
17 等により、住宅の省エネを促進します。

18 ◇脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換

19 エネルギー全般の使い方を見直しながら、脱炭素社会の実現に向けた生活スタイル変革を促し
20 ます。

21 また、エコライフ DAY、ライフスタイルキャンペーン、家庭の省エネ相談会といった家庭向け
22 イベントを実施します。

23 ◇脱炭素社会の実現に向けた環境学習の推進

24 将来の脱炭素社会の担い手となる子供たちを対象とした温暖化対策教育を、地球温暖化対策教
25 育副読本の活用促進等により、推進します。

26 地球温暖化防止活動推進員の能力向上に資する研修を実施し、推進員の活動を支援します。

28 (iii) 運輸部門における環境配慮の推進

29 ◇EV・PHVなど電動車の普及促進（拡充）

30 自動車を多数使用する事業者に電動車の導入を働きかけるとともに、県・市町村の率先導入を
31 推進します。また、イベント等を通じて電動車の魅力を発信します。さらに、九都県市等と連携
32 して自動車メーカーに車種の拡充を働きかけます。

33 ◇運輸・物流の低炭素化の推進

34 一定台数以上の自動車を使用する事業者には CO₂ の排出量や低燃費車の導入目標の設定等を求め
35 るとともに、大規模荷主や大規模集客施設、自家用自動車通勤者が多い事業所に対し自動車から
36 排出される CO₂ 排出量の削減に向けた実施方針の提出を求め、取組を推進します。

37 また、物流拠点の集約化や適地への立地等による配送ネットワークの合理化を促進するとともに、
38 海上コンテナのラウンドユースの取組を支援し、流通業務の総合化、効率化を図ります。

39 ◇自家用車から公共交通への利用転換や自転車活用の推進

40 バスの走行環境改善等を行うことにより、公共交通機関への利用転換を促進します。

41 自転車レーンの設置など、自転車が安全に走行できる自転車通行空間の整備を推進するととも
42 に、市町村が実施する自転車通行空間の整備などの取組を支援します。

44 (iv) CO₂ 以外の温室効果ガス対策と森林吸収源対策の推進

45 ◇フロン類の適正管理の指導・啓発

46 二酸化炭素より温室効果が高いフロン類について、使用時の漏えいの防止及び回収されたフロ

ン類の適正な破壊、再生を促すため、第一種フロン類充填回収業者などへの指導を行います。

◇フロン類のモニタリング調査

冷媒として使われているフロン類は、地球温暖化やオゾン層破壊の原因となることから、県内の大気環境中の濃度を調査し、長期的な傾向の把握及び対策の評価を行います。

◇CO₂の吸収・貯蔵機能の向上を図る森林の整備

CO₂を吸収し、炭素を貯蔵する機能を持続的に発揮させるため、間伐や伐採後の再造林などの森林整備を推進します。さらに、炭素を長時間貯蔵し続けることができるように木材利用を促進します。

(v) 再生可能エネルギーの普及拡大

◇太陽光やバイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーの普及拡大

「快晴日数日本一」という本県の特長を生かした太陽光や、食品廃棄物、間伐材、下水汚泥などのバイオマス資源や地中熱など地域の実情に応じた再生可能エネルギーの有効利用を促進します。また、FITによる太陽光発電施設の設置に際しては、事業者への指導を行う市町村からの相談に対し、技術的な助言を行うとともに、市町村職員への研修を実施するなど、太陽光発電施設の適切な設置・管理に向けた支援を行います。

◇非化石証書^{*}の活用による再生可能エネルギーの地産地消の推進（新規）

県内で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を県内の必要事業者に供給するため、非化石証書を活用した「彩の国ふるさとでんき（埼玉県産 CO₂オフセット電力メニュー）」等により再生可能エネルギーの地産地消を推進します。

◇災害時に活用可能な太陽光発電設備などの導入支援（拡充）

災害時に非常用電源として活用可能な太陽光発電設備などの導入を支援します。また、太陽光発電と組み合わせた蓄電池の導入を支援することで、住宅や公益的施設の脱炭素化と災害対応力の強化を推進します。

(vi) エネルギーの効率的な利用の推進

◇コージェネレーションシステムや燃料電池の導入の支援や促進

家庭用燃料電池等の導入を支援することで、家庭の省エネルギーと住宅のレジリエンス強化を図ります。また、コージェネレーションシステムや燃料電池を導入する事業者を支援するなど導入の促進に努めます。

◇IoT技術を活用した分散型エネルギーの効率的な利用の推進（新規）

太陽光発電や工場排熱など、地域の分散型エネルギーの効率的な利用が図られるよう、IoTや新技術を活用したエネルギーマネジメントを推進します。また多くのエネルギーを使用している企業には、バーチャルパワープラント（VPP）技術などの活用によるアグリゲーターを介したダイヤモンドリスpons（DR）への参加を促し、省エネやエネルギーコストの低減を図ります。

(vii) 気候変動への適応策の推進

◇気候変動の影響の評価、情報収集と情報提供（拡充）

既に現れている温暖化の影響に加え、長期的に避けることができない影響に対して、気候のモニタリング、将来における温暖化の予測、予測される温暖化による影響の評価を実施します。

埼玉県気候変動適応センターでは、市町村と連携の上、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を収集し、ホームページ等を通じて情報提供を行います。

◇農業分野や自然災害分野などにおける適応策の推進

農業分野における高温障害を軽減する農作物栽培技術や家畜飼育技術の開発など、自然災害分野における気候変動による水害リスクに備え、あらゆる関係者が協働してハード対策とソフト対策の両面から災害を軽減させる「流域治水」の推進など各分野で適応策を推進しま

1 す。

2 ◇**ヒートアイランド対策や暑さ対策の推進**

3 先導的なヒートアイランド対策が講じられた住宅街における対策の効果を広く発信します。

4 また、打ち水や日傘の使用について、民間事業者等と連携した普及啓発を行うほか、暑さに対
5 する効果的な注意喚起を実施します。

6 さらに、都市部にまとまった緑を創出することにより、ヒートアイランド現象の緩和を図りま
7 す。

8 □**施策指標**

温室効果ガスの排出量削減率	12% (平成30年度)	➔	24%以上 ^(※) (令和8年度)
新車(乗用車)販売台数における電動車の割合	39.9% (令和元年)	➔	56.0% (令和8年)

10 ※国の「地球温暖化対策計画」改定後、本環境基本計画期間中に目標値を再設定。

11

1 施策の方向 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

2 (1) 現状と課題

3 これまでの 3 R の取組などにより、県内の一般廃棄物の排出量は長期的には減少傾向でしたが、
4 令和元年度（2019 年度）は 233 万 t で平成 30 年度（2018 年度）に引き続き前年より増加し
5 ました。近年は下げ止まりから微増傾向であり、ごみを減らすライフスタイルの定着の更なる推
6 進が必要です。

7 令和元年度（2019 年度）の県内の産業廃棄物の発生量は約 1,226 万 t、最終処分量は約 1
8 9 万 t で、いずれも前年度から増加しました。今後も、高度成長期に造られた建築物の老朽化に
9 による建設系廃棄物の発生や固定価格買取制度開始以降に普及した使用済み太陽光パネルの排出も
10 見込まれます。発生量の抑制や減量化とともに、最終処分量の更なる低減を図るため、より一層
11 の分別の徹底やリサイクル化が求められています。また、下水汚泥を資源としたガス発電など廃
12 棄物の持つエネルギーの有効活用を進める必要があります。

13 また、家庭系、事業系の食品ロスが平成 30 年度（2018 年度）には、推計で 26.6 万 t 発生
14 しており、食品ロスの発生を抑制し、それらを地域で活用する取組が求められています。

15 さらに、近年、海洋汚染の要因として問題となっているプラスチックごみについては、「3 R +
16 Renewable（持続可能な資源）」の取組を進めていく必要があります。

17 本県の産業廃棄物の不法投棄は、平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）ま
18 での 5 年間で小規模な案件が中心となっているものの、認知件数は増加傾向にあります。排出事
19 業者への指導強化、廃棄物処理業者の監視・指導の徹底の更なる推進が必要です。

20 近年、自然災害が頻発化・激甚化し、多量の災害廃棄物が発生しています。国、県、市町村及
21 び関係事業者等が広域的に連携して災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理する体制を構築するととも
22 に、県、市町村は災害発生時に廃棄物処理施設が地域のレジリエンス強化に貢献できるよう施設
23 整備を推進することが必要です。

24 加えて、生産年齢人口の減少に対応するため、廃棄物処理事業者は、廃棄物処理業界のイメー
25 ジアップ等による人材の確保や、AI・IoT の導入による作業の効率化を促進する必要があります。
26

27

28 (2) 長期的な目標に向けた方向性

29 県民生活や事業活動をはじめ、地域社会の中で、3 R が徹底され、物を有効に使って無駄にし
30 ないという意識がより浸透し、限られた天然資源を活かし、後の世代もその恩恵を受けられるよ
31 うな仕組みが構築されています。

32 使用済の資源が適正に分別され、再生利用可能なものはリサイクルされることで、廃棄物の発
33 生抑制やリサイクルが進むとともに、不法投棄などの廃棄物の不適正処理がなくなり、災害発生
34 時においても迅速かつ適正に廃棄物が処理されています。

35

36 (3) 今後の施策と主な取組

37 (i) リデュース、リユースの推進

38 ◇ごみを減らすライフスタイルの普及促進

39 家庭からのごみの排出量削減のため、県民一人ひとりがごみの排出を抑制するための工夫や実
40 践を行うよう、ホームページやイベント等様々な機会を通じて、効果的な啓発に努めます。

41 ◇食品ロス削減の促進（拡充）

42 県民一人ひとりが食品ロス削減の必要性について理解できるよう啓発を行います。また、事業
43 活動に伴い発生する販売期限切れ食品や家庭で余っている食品等について、それを提供するため
44 の活動を行う団体と連携し、積極的な活用を図ります。

◇県の率先行動と市町村支援

備品や消耗品の再利用、ペーパーレス化によるごみの削減などによりエコオフィス化を推進します。また、リサイクル製品などの環境に配慮したものを優先的に購入する「グリーン購入」を率先して進めるとともに、市町村へも協力を呼びかけます。

(ii) 廃棄物及び廃棄物エネルギーの有効活用の推進

◇プラスチックを資源とした循環的利用の推進（新規）

プラスチック製品加工業者と再資源化事業者などによる意見交換を進め、プラスチックの回収とリサイクルのための仕組みづくりを行います。

家庭から排出されるプラスチックごみの分別回収が進んでいない市町村等に対し、分別回収実施に向けた支援を行います。

◇リサイクル製品の認定

主に県内で発生する廃棄物を原材料に用いた物品で安全性や品質などの基準を満たした製品を県が認定する「彩の国リサイクル製品認定制度」をわかりやすく広報し、リサイクル資材の普及拡大とリサイクル産業の育成を図ります。

◇「彩の国資源循環工場」の適切な運営管理

民間の有する技術力・経済力と公共の有する計画性・信頼性を活かした「彩の国資源循環工場」の監理・運営を行い、廃棄物を資源とする製品開発やエネルギーの回収、公害防止等に取り組みます。

◇下水汚泥の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマスの利用促進

下水処理場から発生する汚泥の持つエネルギーをバイオガス発電、固形燃料の製造、焼却廃熱発電により活用します。

市町村等に技術的助言等を行い、一般廃棄物処理施設における熱回収を強化し地域のエネルギーセンターとしての活用を促進します。

研修会等を通じた普及啓発、関係事業者による利活用システム構築に向けた取組の支援等を行い、農山村の多様なバイオマスの利活用を促進します。

◇浄水発生土のセメント原料化など再資源化の促進

浄水場の河川水の浄水処理過程で発生する浄水発生土について、セメント原料や園芸用土、グラウンド用土等として再利用することにより、再資源化と最終処分量の削減を促進します。

◇各種リサイクル法の的確な運用

廃棄物の減量化及び適正処理を推進するため、容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電など各種リサイクル法の的確な運用に向け、普及啓発や情報提供、排出事業者指導等を行います。

(iii) 廃棄物の適正処理の推進

◇廃棄物の排出事業者・処理業者への指導強化及び適切な行政処分の実施

事業系一般廃棄物の排出量は近年微増傾向で、産業廃棄物の混入が一部で確認されています。事業系一般廃棄物の排出抑制のため、ごみの削減、分別の徹底及びリサイクルの取組について、市町村等と協働した事業所への立入指導、関係団体と連携した排出事業者への働きかけを行います。

また、排出事業者への立入調査及び普及啓発、不適正処理事案での処理業者等へ強力な指導、告発も視野に入れた適切な行政処分により、廃棄物の減量化及び適正処理を推進します。

◇廃棄物処理施設の適正な維持管理の促進

ごみ処理施設やし尿処理施設、最終処分場などの一般廃棄物処理施設や、産業廃棄物処理施設

1 に立入検査を行い、適正な使用・維持管理を指導します。また、焼却施設や最終処分場等には法
2 で定められた定期検査を適切に実施し、適正な維持管理を促進します。

3 ◇不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底

4 不法投棄多発箇所の監視強化、ドローンによる不法堆積場所の継続監視、廃棄物不法投棄 1 1
5 0 番の運営及び市町村、国、警察との連携協力体制の確保等により、不法投棄の未然防止・早期
6 発見・早期対応に取り組みます。

7 ◇ポリ塩化ビフェニル（PCB）、石綿等の有害廃棄物の適正処理

8 PCB 廃棄物については、掘り起こし調査等の結果に基づき、期限内に適正かつ確実に処理し
9 ます。

10 また、石綿廃棄物については、大気汚染防止法改正に伴い取り扱いが改められたことから、法
11 の適切な運用及び啓発に取り組みます。

12 ◇安全・安心な県営処分場の運営、研究

13 自ら処分場を確保することが困難な県内の市町村や中小企業者等のため全国で初めて県直営で
14 整備した最終処分場において、モデルとなる埋立工法や安全管理を採用し、環境保全対策に万全
15 を期した運営を行います。

17 (iv) 廃棄物処理の継続性の強化及びレジリエンスの向上

18 ◇廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成

19 エssenシャルワーカーとしての役割を果たす一般廃棄物処理業界での優秀な人材の確保や育
20 成を促進するため、優れた取組の表彰等を行います。産業廃棄物処理業を環境産業へとステージ
21 アップするため、3S 運動の推進によるイメージアップ事業及び廃棄物処理の効率化・高度化等
22 の新技術の推進に取り組みます。

23 ◇市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進（新規）

24 安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制を構築するため、広域的な処理や処理施設の集約化を
25 推進します。

26 また、地球温暖化対策や災害時の廃棄物処理システムの維持のため、エネルギー効率の高い施
27 設への計画的な更新等を促進します。

28 ◇災害廃棄物対策の推進

29 大規模な災害に備え、実効性のある災害廃棄物処理計画を全市町村が策定するよう支援します。
30 市町村や関係団体等と災害廃棄物処理に関する必要な情報を共有し、研修や図上訓練を通じて
31 相互の連携の強化を図ります。

33 □施策指標

家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量	528 g/人・日 (令和元年度)	→	428 g/人・日 (令和8年度)
一般廃棄物の再生利用率	23.7% (令和元年度)	→	35.0% (令和8年度)
食品ロス量	266千トン (平成30年度)	→	233千トン (令和8年度)
一般廃棄物の 1 人 1 日当たりの最終処分量	34.0g/人/日 (令和元年度)	→	27.0g/人/日 (令和8年度)
産業廃棄物の最終処分量	19.3万トン (令和元年度)	→	14.8万トン (令和8年度)

1 施策の方向3 みどりの保全と創出

2 (1) 現状と課題

3 本県には、山林、台地・丘陵地、低地が連なり、武蔵野の面影を残す平地林など身近に貴重な
4 みどりが存在する多様な自然環境に恵まれています。里山に代表される豊かな自然環境、まちな
5 かにける身近な自然である樹林や農地、公園や建物の緑などがそれぞれの特徴を活かしながら
6 保全・活用され、緑が多様な機能を発揮し、それぞれの地域の社会的・経済的な課題も解決され、
7 県民がその魅力と価値を実感できることが重要です。したがって、「みどり」を自然の多様な機能
8 を活用する「グリーンインフラ」として、その創出・保全・活用の強化・充実を図り、持続可能
9 で魅力ある地域づくりを進めるものです。

10 これまで、「彩の国みどりの基金」を活用し、森林の再生や身近な緑の創出、県民運動の展開な
11 どに重点的に取り組んできました。

12 本県の緑地率は県土面積の約6割を占めているものの、緑地率は年々低下し、特に平地林面積
13 は10年間で1割以上減少しています。また、高齢化や人口減少により、管理・活用されない平
14 地林や緑地の増加や、緑の保全や管理・創出を担うボランティアの高齢化と新たな担い手の確保
15 が課題となっています。

16 みどりの保全や管理の将来的な担い手の確保に繋げていくため、現在活動している企業・団体
17 への支援に加え、新たな企業等の活動を促進するとともに、環境教育・啓発を通じて子供たちの
18 みどりを守る意識を育む必要があります。

19 また、本県の森林は県土面積の約3分の1を占めており、主にスギ、ヒノキなどの針葉樹及び
20 クヌギ、コナラなどの広葉樹のほか、亜高山帯には貴重な原生林も残されています。また、人工
21 林の成長に伴い森林資源が充実してきている一方で、木材価格の低迷により伐採・再造林が低調
22 で、病虫獣害等も生じています。

23 森林の持つ水源涵養、二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など多くの機能を持続的に
24 発展させるため、大都市圏に近いという特徴を生かした都市と山村の連携による森づくりや県民
25 参加の森づくり、森林環境譲与税の活用を含め、森林資源の適切な管理や利用を推進する必要が
26 あります。

27

28 (2) 長期的な目標に向けた方向性

29 個人や団体、企業、行政が連携しながら、貴重なみどりを守るとともに、人にも生き物にも心
30 地よいみどりが創出されています。地域におけるみどりの価値と存在感が高まっており、守り、
31 創ったみどりには多くの人々が関わり、環境教育や余暇活動などにも活用しています。

32 多様で健全な森林が生育し、水源涵養、二酸化炭素^{かん}の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など、森
33 林の有する多面的な機能が持続的に発揮されています。

34

35 (3) 今後の施策と主な取組

36 (i) 身近な緑の保全・管理

37 ◇特別緑地保全地区など地域制緑地の指定

38 良好な自然環境を形成している緑地は、潤いと安らぎのある都市景観の形成など多様な機能を
39 有しています。これらの緑を保全するため、市町村と協力し特別緑地保全地区など地域制緑地の
40 指定を推進します。

41

42 ◇公有地化の推進

43 「ふるさとの緑の景観地」などに指定されている緑地を守るため、相続などにより指定地の一
44 体性や景観が著しく損なわれるおそれがある土地などについて、県と市町村が協力して公有地化

1 を推進します。

2 ◇「ふるさとの緑の景観地」の指定・維持管理

3 埼玉らしさを感じさせる樹林地を保全するため、市町村と協力し、ふるさとの緑の景観地の拡
4 大を図ります。また、各景観地の保全計画に基づき、当該景観地の良好な維持管理を推進します。

5 ◇見沼田圃の保全・活用・創造

6 「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」に基づき、土地利用の調整や公有地化事業を行う
7 とともに、公有地化した土地の利活用事業を行います。また、貴重な都市近郊緑地空間である見
8 沼田圃において重要な役割を果たしている見沼農業の振興対策、支援体制の整備及び公有地化農
9 地活用対策を実施します。

10 ◇みどりの三富地域づくりの推進

11 三富地域における緑地や農地の保全・活用に関する事業を推進します。また、この地域で行わ
12 れている平地林を活用した落ち葉堆肥農業を基本とする農業の振興を図るため、農業者と地域住
13 民等の協働による地域づくりを推進します。

14 ◇地域と調和した都市農業の振興

15 都市農業の有する多様な機能の発揮を通じ、農業者と地域住民が共存することにより、都市農
16 業が将来にわたり安定的に継続できるよう、都市の特性や資源を生かした地域と調和した都市農
17 業の振興を図ります。

18 (ii) 身近な緑の創出及び保全・創出の基盤づくり

19 ◇豊かな緑を保全・創出する公園整備

20 県営公園の植樹等により、公園に、豊かで美しい緑を保全・創出します。

21 ◇園庭などの芝生化

22 園庭・校庭の芝生化を支援し、幼少期から緑にふれあう環境を整備し、県民の環境意識の醸成
23 を促します。また、都市部にまとまった緑を創出することにより、ヒートアイランド現象の緩和
24 を図ります。

25 ◇緑やSDGsに関する学習環境の整備（新規）

26 デジタルでの学びに対応して、教育現場で活用しやすく学習効果の高い「みどりと生き物」に
27 関する学習コンテンツを作成し、県内小学校での活用を促進すること等により、将来のみどりの
28 担い手育成に努めます。

29 ◇壁面緑化や屋上緑化などの施設緑化

30 県内の民間施設において実施する公開性・テーマ性のある緑化を支援し、県民の身近な場所に
31 目に見える緑の整備を促進しみどり豊かなまちづくりを進めます。

32 ◇緑化計画届出制度の適切な運用

33 「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、敷地面積 1,000 m²以上の敷地において建築
34 行為を行う場合に緑化基準に基づく緑化計画を県に届け出る制度を適切に運用し、緑の創出を図
35 ります。

36 ◇県有施設などの身近な場所の緑化

37 県有施設の緑化を推進するとともに、市町村が実施する緑の保全・創出の取組に対して補助金
38 を交付することにより、県民の身近な場所に目に見える緑の整備を促進し、みどり豊かなまちづ
39 くりを進めます。

40 ◇緑を守り創る活動の支援と促進

41 みどりの保全・創出に賛同する県民・企業・団体が参加する彩の国みどりのサポータークラブ
42 の活動を支援します。植樹活動の支援、技術向上のための講習会、SNS を通じた会員の相互交流
43 や情報発信などに取り組みます。

44 ◇「さいたま緑のトラスト運動」の推進

45 埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民・企業等からの寄附により買い取り、県民共有
46

1 の財産として末永く保全する「さいたま緑のトラスト運動」を進めます。

2 3 (iii) 森林の整備・保全

4 ◇水源涵養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全

5 間伐や枝打ち、広葉樹の植栽などの森林整備や人工林の伐採後の再生林を促進し、水源涵養機
6 能を持続的に発揮できる森づくりを進めます。

7 原生的な森林の保全を図るとともに、樹種、林齢構成の異なるタイプの森林を配置し、多様な
8 生物の生息・生育地を確保します。

9 ◇里山や平地林の整備・保全・活用

10 ササなどが繁茂し荒廃した里山・平地林において、景観の向上や生物多様性の保全を図り、持
11 続的な整備を行うため、地域住民の担い手を確保を図りつつ、更新による若返りなどの整備を進
12 めます。また、整備後は、憩いの場や子供の自然体験の場としての活用を進めます。

13 ◇森林の病虫獣害防止対策の実施

14 森林の持つ公益的機能を維持・回復させるため、二ホンジカによる食害やツキノワグマによる
15 剥皮被害のおそれのある森林に獣害防止対策を実施します。また、松くい虫やナラ枯れなどの森
16 林病害虫の発生状況を調査して被害拡大を防止します。

17 ◇都市と山村の連携による森づくり（新規）

18 県内の山側市町村と都市部市町との結びつきを強め、地域間連携により山側市町村において森
19 林整備等を行い、都市部市町において山側市町村から供給される木材を利用する取組等を支援し
20 ます。

21 ◇県民参加による森づくりの推進

22 広く森林の大切さを理解できるように、森林活動を体験する場を充実させ、森林環境教育や木
23 育の機会の創出を図るほか、森林ボランティア活動を希望する県民に対して、森林における安全
24 な作業方法を習得できる機会の充実を図ります。

25 ◇県産木材の利用促進・率先活用

26 木材需要の多くを占める住宅分野での利用拡大や PR 効果の高い公共施設などの木造化・木質
27 化を推進するため、県産木材を利用する意義の理解促進を図るとともに、木造建築技術者の養成
28 や県産木材の利用を支援します。

29

1 □ 施策指標

身近な緑の創出面積	250.0ha (令和4年度から令和8年度の累積)
緑の保全面積	557ha → 569ha (令和2年度) (令和8年度)
埼玉みどりのポータルサイトへのアクセス数	17,000人 → 24,000人 (令和2年度) (令和8年度)
森林の整備面積	12,500ha (令和4年度から令和8年度の累積)
県産木材の供給量	97,000m ³ /年 → 120,000m ³ /年 (令和元年度) (令和8年度)
路網密度	22.8m/ha → 25.5m/ha (令和元年度) (令和8年度)

2

3

1 施策の方向 4 生物多様性の保全

2 (1) 現状と課題

3 本県は首都圏に位置しながら多様な自然環境に恵まれ、それぞれの地域で長い時間をかけて多
4 様な生態系が形成されてきました。

5 しかし、開発や人の関わりによる里地里山の縮小、外来生物や化学物質、地球温暖化な
6 どもにより生物多様性に様々な影響が顕在化しています。

7 本県では特に狩猟を行う担い手の不足により、森林植生を食害するニホンジカの生息数が依然
8 として高い水準にあり、生息地域の森林生態系に悪影響を与えています。さらに、中山間地域に
9 おける人口減少などが加わり農林業にも大きな被害を与えています。また、特定外来生物である
10 アライグマ、クビアカツヤカミキリ、コクチバスやオオクチバスなども増加し、生態系へ悪影響
11 を及ぼしています。

12 本県では、「埼玉県生物多様性保全戦略」を策定し、多様な地域環境に応じた生物多様性の保全、
13 希少野生動植物種の保護やニホンジカ等の野生鳥獣の管理、侵略的外来生物の防除に取り組んで
14 います。

15 生物多様性の保全には、人の関わり方が大変重要であり、より一層、県民の理解と関心を高め、
16 生物多様性保全に係る意識の醸成や地域における具体的な活動の活性化を図っていく必要があります。
17 ます。

19 (2) 長期的な目標に向けた方向性

20 県民の生物多様性への理解が深まり、希少野生生物の保護など、自然環境を保全する取組が拡
21 大するとともに、県内各地の地域環境に応じて多様な生態系が形成され、生物多様性の保全が進
22 んでいます。

24 (3) 今後の施策と主な取組

25 (i) 生物多様性保全の全県展開

26 ◇「埼玉県生物多様性保全戦略」の推進体制整備（拡充）

27 保全戦略に基づく取組を推進するため、各機関・団体等のそれぞれの取組・機能を一元化する
28 センター機能を整備します。

29 ◇県民による自然環境保全活動の推進

30 希少動植物種の保全活動に取り組む団体への技術的支援、希少野生生物保護推進員等と連携し
31 た生息・生育状況の把握等を行います。

32 ◇自然公園や自然ふれあい施設の整備と活用

33 県民が安心・安全に利用できる登山道等の施設整備を行うとともに、県民の自然に対する意識
34 醸成を図ります。秩父地域を中心とした山地の優れた風景地を自然公園に指定し、優れた天然林
35 や希少野生動植物の生息・生育地の保護を推進します。

37 (ii) 希少野生動植物などの保護の推進

38 ◇希少野生動植物種の保護増殖・調査・普及啓発等の実施

39 希少野生動植物種の巡視や、市町村・学校・保全団体等が行う保護増殖活動の支援を行います。

40 レッドデータブック作成、保護すべき種や保護区の指定等にかかる調査、環境教育、イベント
41 や保全活動等を通じた普及啓発を行います。

42 ◇野生動植物の継続的調査や在来種による緑化

43 野生動植物の生息状況調査を継続し、状況の把握に努めます。地域の生態系に配慮し、在来種
44 の樹木・植物の植栽による緑化、在来種による建物の壁面緑化等を推進します。

1
2 (iii) 野生鳥獣の適正な保護管理

3 ◇野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止

4 シカ食害等による生態系被害を防止するため、狩猟による個体数管理等を行います。個体数管
5 理を適切に進めるため、生息頭数調査や狩猟促進対策を行います。

6 ◇野生鳥獣の生息状況調査などによる保護管理

7 野生鳥獣の生息状況調査や鳥獣保護区の指定等により、鳥獣の生息環境を保全整備し、狩猟の
8 適正化を図ります。県獣医師会やボランティアと連携し、傷病野生鳥獣の保護を進めます。

9 ◇野生鳥獣を保護管理する担い手の育成・確保

10 狩猟免許試験の開催、狩猟者育成のためのペーパーハンター研修等を行います。

11 ◇野鳥における鳥インフルエンザなどの対策の実施

12 鳥インフルエンザ・野鳥不審死の発生に対処するため、県関係機関・国・市町村との連携体制
13 を構築します。

14
15 (iv) 侵略的外来生物の計画的防除

16 ◇外来生物の情報収集及び駆除

17 県民からの情報収集体制を整備し、外来生物の早期発見と駆除を行います。

18 ◇アライグマの計画的防除

19 防除計画の策定、市町村と連携した捕獲推進、捕獲効率化に向けた実証試験等を行います。

20
21 □施策指標

22 **生物多様性の認知度**

67.7% → 75.0%
(令和2年度) (令和8年度)

23 **希少野生動植物種の新規保護増殖箇所数**

10箇所
(令和4年度から令和8年度の累積)

1 施策の方向 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全

2 (1) 現状と課題

3 本県では、県土に占める河川面積の割合が 3.9%で全国第 2 位であるという特色を生かし、水辺
4 空間の再生・創造に取り組んでいます。地域で川との共生に取り組む「川の国広援団」は、県内
5 全ての市町村で、河川清掃、環境学習、水質調査、生物調査などの活動を行っています。

6 一方、「川の国広援団」のメンバーの高齢化や固定化も課題となっており、持続可能な活動の支
7 援が必要です。今後は、県民が恵み豊かな川をさらに実感できるよう、水質に加えて生物多様性
8 の視点からの取組の検討も必要です。

9 本県では、公共用水域の水質改善を図るため、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及による生
10 活排水からの負荷の低減、工場・事業場への立入検査による産業系排水の負荷の低減に取り組ん
11 できました。その結果、本県の公共用水域の水質については、健康項目と呼ばれる有害物質の環
12 境基準の超過はほとんど見られなくなり、アユが棲める水質（BOD 3mg/L 以下）の河川の
13 割合が平成 17 年度（2005 年度）の 52%から令和 2 年度（2020 年度）には 93%と、着実に
14 改善してきています。

15 一方、令和元年度（2019 年度）末の生活排水処理率は 92.8%であり、令和 7 年度（2025 年
16 度）に 100%とする目標達成に向け単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の加速化が必要
17 です。また、異常水質事故が年間 200 件前後発生しており、事業者・県民に対する未然防止
18 の啓発や、発生時に迅速かつ確に対応する体制を維持していくことが必要です。

19 都市部への人口集中、産業構造の変化、地球温暖化などの様々な要因により、水循環に変化が
20 生じています。健全な水循環の維持又は回復に向け、水を適切かつ有効に利用するための取組を
21 促進することが必要です。

22 地下水を多量に汲み上げると地盤沈下が引き起されます。近年は、地下水採取規制により水源
23 転換が進み、地盤沈下は沈静傾向ですが、依然として緩やかに継続しています。特に、湯水時な
24 ど地下水依存度が高まると地盤沈下は顕著に現れることから、今後も地盤沈下対策が必要です。

26 (2) 長期的な目標に向けた方向性

27 埼玉の豊かな川を育む自発的な活動が、県民・企業の連携のもと各地で実施・継続されており、
28 持続可能な活動を支援する仕組みが確立しています。

29 全ての生活排水が浄化槽や公共下水道等により処理され、公共用水域の水質が一層改善される
30 とともに、豊かな生物多様性が育まれた水辺環境となり、土壌汚染や地下水汚染のない健全な土
31 壌環境及び地下水質が維持されています。事業活動や生活から生じる排水が河川に与える負荷が
32 最小化され、環境基準が 100%達成されています。

33 健全な水循環が形成され、流域の貯留・涵養機能が高まり、洪水の防止、湯水対策が進むとと
34 もに、地盤沈下発生が抑制され、地盤沈下による建物被害や浸水区域の拡大が防止されています。

36 (3) 今後の施策と主な取組

37 (i) 水辺空間の保全と共生

38 ◇県民・企業と連携した水辺空間の活用（新規）

39 埼玉の豊かな川を育む自発的な活動が持続して行われるよう、県民・団体・企業の連携を県が
40 支援していく「SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト」を推進します。

41 ◇川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援（拡充）

42 地域で川との共生に取り組む団体を「川の国広援団」として登録し、「川の国広援団」が実施す
43 る活動（河川清掃、環境学習、生物調査など）で使用する資機材の提供や貸出し支援を行います。

44

◇下水道、農業集落排水などの生活排水処理施設の整備や合併処理浄化槽への転換の促進

公共下水道と農業集落排水については、事業を実施する市町村に技術的な支援を行うとともに、各生活排水処理施設の整備の調整を図り、効率的な整備を促進します。また、市町村や個人を支援し、合併処理浄化槽への転換を進めます。

◇浄化槽台帳を活用した適正な維持管理の促進（新規）

維持管理業者等と連携して清掃等の情報をデジタル化して収集し、浄化槽台帳システムに集約・整備することで、効果的・効率的な指導を行い、合併浄化槽への転換や法定検査受検率向上を図ります。

◇非かんがい期の農業用水路などへの通水の実施

農業用水の通水がない非かんがい期（10月～3月）に通水を行い、年間を通じて良好な水環境を確保します。

◇豊かな水と緑を育む河川環境の整備

護岸等の修繕に合わせて、生物の生息に配慮した水際を整備し、地域に親しまれる水辺空間とします。

また、地域住民による美化清掃活動などと連携して、水の濁りや悪臭の原因となっている土砂等を撤去します。

◇水辺空間の生き物に関する情報収集・発信

水辺空間の生き物の生息状況等についての情報収集・情報発信により、水環境保全に関する県民理解の促進を図ります。

(ii) 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止**◇水質・土壌などの汚染の監視（常時監視）**

水環境の保全には水質汚濁の状況などを常に把握することが重要であるため、水質汚濁防止法に基づき水質測定計画を定めて常時監視を行い、データの公表や類型指定の見直しなど水質の向上に向けた取組を推進します。

◇工場・事業場に対する規制遵守指導及び土壌・地下水の汚染拡散の防止

水質汚濁防止法等に定める排水基準が適用される工場・事業場への効率的な立入検査などにより、排水の汚染状況を確認し、排水基準の遵守を指導します。

また、土壌汚染対策法等に基づき土地所有者等に土壌汚染状況調査の実施や汚染土壌の適切な管理を指導します。

◇異常水質事故対策の推進

有害物質や油などの河川等への流出による被害を防止するため、関係機関と連携し、迅速な状況把握及び原因調査により、汚染の拡大及び被害の発生を防止します。また、原因者に対し再発防止を指導します。

(iii) 水循環の健全化と地盤環境の保全**◇観測や規制の的確な運用等による地盤沈下防止対策の推進**

埼玉県生活環境保全条例に基づく地下水採取規制を的確に運用することにより、地盤沈下を防止します。

また、地盤変動や地下水位の変化を早期に把握するため、継続して観測を行い、必要に応じて地下水の採取抑制を指導します。

◇健全な水循環構築に向けた取組の実施

「水循環基本法」に基づき、健全な水循環の推進に係る施策を推進するため、水循環検討委員会等における課題の把握、情報共有及び対応を行っています。

また、ダム水源地域の自治体実施する、水源林の整備や管理、災害対策等の水源地域の保全に関する事業を支援します。

1 ◇河川表流水による水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施

2 地下水採取規制により水源転換が進み、地盤沈下は沈静傾向ではあるが、依然として緩やかに
3 継続していることから、引き続き、河川表流水による水道用水供給事業及び工業用水道事業を実施
4 します。

5 ◇雨水利用など水の効率的・合理的利用の促進

6 雨水、再生水の活用を促進することにより、資源の有効利用と緊急時に利用できる水の確保を
7 推進するため、普及啓発活動を中心に取り組みます。

8 ◇既存住宅への雨水貯留浸透施設の整備及び透水性アスファルト舗装による歩道整備

9 流域整備計画に基づく総合的な治水対策の一環として各戸貯留浸透施設の整備を進めています。
10 河川の洪水防止に加え、地下水や湧き水が増加することによる河川の水質改善が期待できます。

11 また、雨天時に歩行者が快適に歩行できるよう透水性アスファルト舗装を推進し、地下水の涵
12 養を図っています。

13 □施策指標

生活排水処理率	92.8% (令和元年度)	→	100.0% (令和8年度)
SAITAMA リバーサポーターズの個人サポーター数(累計)	0人 (令和2年度末)	→	24,000人 (令和8年度末)
1年間の地盤沈下量が2cm以上の地域の面積	0㎡ (令和元年度)	→	0㎡ (令和8年度)
環境基準(BOD)を達成した河川の割合	93% (令和元年度)	→	100% (令和8年度)

15

16

1 施策の方向 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全

2 (1) 現状と課題

3 PM_{2.5} (微小粒子状物質) は平成30年度 (2018年度) から2年連続で環境基準の達成率
4 が100%となりましたが、安全な大気環境の確保のため、今後も対策を継続する必要がありま
5 す。また、環境基準設定項目のうち、基準を満たしていないのは光化学オキシダントだけであり、
6 光化学スモッグ注意報の発令は、他自治体に比べ多い状況が続いています。

7 そのため、PM_{2.5}と光化学オキシダントの原因物質とされている揮発性有機化合物及び窒
8 素酸化物の一層の削減及び環境基準の達成項目の維持に向け、事業者に対し自動車及び工場・事
9 業場からの排出削減について、さらなる意識啓発や監視指導の徹底を図る必要があります。また、
10 この二項目は、発生メカニズムに不明なところがあるため、その究明が引き続き必要です。

11 化学物質については、本県は製造業の事業所が多く、化学物質を多く排出する業種もあるため、
12 化学物質の届出排出量は全国第4位 (令和元年度) となっています。人の健康や動植物の生息・
13 生育に影響を及ぼすおそれのある化学物質による環境リスクを減らすためには、法令に基づく排
14 出基準の遵守はもとより、事業者による自主的な管理を更に促進することが必要です。

15 化学物質は事業者だけでなく、私たちの身の回りの様々な場面で使用されており、家庭からも
16 多くの化学物質が排出されています。県民や事業者などが化学物質に関する正確な情報を共有し、
17 相互に理解を深めていくことが重要です。

18 ダイオキシン類対策については、環境中の濃度を低く抑えるため、事業所の監視を継続するこ
19 とが必要です。

20 また、東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質については、環境汚
21 染への県民の懸念は十分に解消されたとは言えず、放射性物質の監視及び測定を今後も継続して
22 いく必要があります。

23 さらに、石綿については、国土交通省の推計によると、今後、石綿含有建材が使用されている
24 建築物解体工事が令和10年 (2028年) をピークに増加するため、石綿の飛散漏えい事故のリス
25 クが増大します。地震や風水害などの自然災害や事故に伴う石綿や化学物質の飛散・漏えいを最
26 小限に抑える必要があります。また、令和2年 (2020年) 6月の大気汚染防止法改正による石綿
27 に関する規制対象規模の拡大や新たな報告制度の創設に対応していく必要があります。

28 本県は、内陸県で最も多い全国第4位 (平成28年) の事業所数を抱え、市街地の中に事業所
29 が混在しています。騒音・振動・悪臭による公害苦情相談件数は近年高止まりしており、これら
30 の公害を防止し、身近な生活環境を保全していくとともに、公害に係る苦情や紛争に対して、迅
31 速かつ適切に対応することが必要です。

32 (2) 長期的な目標に向けた方向性

34 PM_{2.5}の年平均値が人の健康の保護等の上で望ましい10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満となり、安定的に継続
35 しています。石綿の飛散漏えいが未然に防止されるとともに、化学物質の適正管理と排出抑
36 制が進み、化学物質による環境リスクが低減され、安心して暮らせる生活環境が確保されていま
37 す。

38 化学物質に対する県民・事業者の理解が深まり、安心して生活できる状態となっています。

39 工場・事業場の公害防止体制の整備などにより発生する公害が減少し、住民から寄せられる相
40 談や公害苦情、紛争の少ない県民が快適に暮らせる生活環境が実現しています。

1 (3) 今後の施策と主な取組

2 (i) 安全な大気環境の確保

3 ◇大気汚染の監視（常時監視）

4 PM2.5 を含めた大気環境の常時監視体制を整備充実するとともに、国や他の地方公共団体と連
5 携を図りながら、効果的かつ効率的な監視を実施し、その結果を迅速に県民などへ提供します。

6 ◇工場・事業場に対する規制遵守指導

7 大気汚染による人の健康被害を未然に防止するため、工場・事業場に対して大気汚染防止法、
8 埼玉県生活環境保全条例に基づく各種規制を遵守するよう指導を徹底します。

9 ◇微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進

10 PM2.5 は平成 21 年に環境基準が設定され、順調に推移し平成 30 年度から環境基準達成率が
11 100%となりましたが、最も厳しい WHO 大気環境ガイドライン（ $10.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）の達成には至っ
12 ておらず、引き続き実態把握と発生源対策を行います。

13 ◇揮発性有機化合物（VOC）対策など光化学スモッグによる健康被害の未然防止

14 光化学スモッグの主な原因物質の排出量は減少していますが、光化学スモッグ注意報発令日数
15 や光化学オキシダント濃度は減少していないため、注意報発令の確実な実施や九都県市による
16 VOC 対策などを行います。

17 ◇ディーゼル車運行規制の実施やアイドリングストップの指導

18 埼玉県生活環境保全条例に基づき、高速道路の SA 等で実施する車両検査やビデオ調査で捕捉
19 した粒子状物質が排出基準に適合していないディーゼル車への指導を行います。また、権限未移
20 譲自治体のアイドリングに関する苦情に対応します。

21 ◇バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和

22 バイパスの整備及び交差点や踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の緩和を図ることで、
23 自動車交通による環境負荷を軽減します。

24 (ii) 環境リスクの低減

25 ◇建物解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進（拡充）

26 石綿の大気中への飛散を防止するため、石綿使用建築物の解体工事などにおける飛散防止対策
27 の指導を徹底します。また、大気中への石綿飛散状況を監視するため、モニタリング調査を実施
28 します。

29 ◇化学物質に関する情報公開や事業者の環境コミュニケーション活動の促進

30 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及び埼玉県生活環
31 境保全条例に基づき、環境中への化学物質の排出量や取扱量を把握するとともに、その情報の公
32 開に努めます。

33 あわせて、事業者による環境コミュニケーション活動を支援し、事業者による化学物質の適正
34 管理と、排出を抑制する取組を推進します。

35 ◇化学物質の適正管理と災害対策の促進

36 事業者が作成する特定化学物質等適正管理手順書に沿った化学物質の管理徹底と、災害発生時
37 の危険性・有害性が比較的高い特定化学物質の飛散・漏えいによる被害が最小限となるよう対応
38 の実施を指導します。

39 ◇ダイオキシン類対策の推進

40 県民の安心・安全な生活環境を確保するため、環境中にあるダイオキシン類の監視を行うとと
41 もに、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、対象となる事業者に対し施設の適正管理などの
42 規制の順守を徹底します。

43 ◇放射性物質の監視、測定

44 東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の状況を把握するため、国と
45 連携を図りながら引き続き監視し、測定結果を公表します。

1 除染により生じた除去土壌等の適正な管理に関し、国からの情報を市町村等に提供するととも
2 に、除去土壌等の処分の具体的な手法を示すよう、国への要望を継続します。

4 (iii) 身近な生活環境の保全

5 ◇騒音・振動・悪臭対策の推進

6 工場・事業場の公害防止組織の充実を図り公害防止を推進するため、埼玉県生活環境保全条例
7 に基づき、公害防止主任者資格認定講習を実施します。また、資格取得後の、フォローアップの
8 ための研修を実施します。

9 ◇事業所における公害防止体制の整備

10 市町村が実施している騒音・振動・悪臭の規制・指導に関する事務を支援し、執行状況を調査
11 します。

12 また、新幹線騒音振動、航空機騒音及び自動車騒音に関する環境基準の達成状況を調査します。
13 市町村職員を対象にした研修の実施や問題解決へのアドバイスをを行います。

14 ◇公害苦情・紛争の適正な対応

15 県民からの公害苦情に迅速かつ適正に対応するため、市町村への情報提供の充実や苦情相談員
16 制度の活用などを進めます。

17 公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁の各手続を迅速かつ適正に実施します。

19 □施策指標

微小粒子状物質 (PM2.5) の濃度	10.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (令和元年度)	→	10.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (令和8年度)
化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数 (累計)	493事業所 ^(※) (令和2年度)	→	720事業所 (令和8年度)
建築物の解体等現場における大気環境中の石綿濃 度1本/L以上の現場数	1 (令和2年度)	→	0 (令和8年度)

20 ※平成28年度からの累計

1 施策の方向 7 経済との好循環と環境科学・技術の振興

2 (1) 現状と課題

3 本県は、今後、生産年齢人口の減少が見込まれ、また、地球温暖化対策をはじめとする環境への負荷の低減が求められる中、いかに環境と経済の好循環を確立し県内経済の維持・向上を図っていくかが大きな課題です。

6 SDGs や ESG 投資の取組が年々広がり、カーボンニュートラルやグリーンリカバリーへの関心が高まる中、企業の環境配慮の取組を支援し、企業経営の持続可能性の向上と環境課題の解決を同時に図ることが求められています。

9 本県では、新エネルギー分野での活用も見込まれるデジタル技術を活用した製品の開発など、社会全体で取り組むべき課題の解決に取り組む中小企業を支援しています。

11 また、農林業の分野では、大消費地の中の産地という特性を生かし、農産物の地産地消を進めるとともに、環境への負荷を軽減する農業技術体系の確立に向け取り組んでいます。

13 環境問題が多様化、複雑化する中、その解決に取り組む上で、その現状や取組に関する情報を幅広く共有するとともに、様々な調査研究や技術開発など、環境科学の振興・発展は極めて重要となっています。

16 過去に公害問題を克服してきた本県の持つ経験や技術は、環境汚染の課題を抱えている他の国や地域にとって非常に有益と考えられます。また、気候変動のような地球環境問題や越境大気汚染などへの対策は、世界の国や地域が共同して取り組むことで、より一層効果的になります。国際社会の一員として、海外機関への技術支援や国際的な共同研究、研究交流、情報交換など多角的な国際協力活動の推進が必要です。

22 (2) 長期的な目標に向けた方向性

23 全ての産業で、企画から、製造、運搬、販売、廃棄までの段階で環境に配慮した事業活動が行われるとともに、環境問題の解決につながる新たな製品やサービスが普及し、環境と経済発展の好循環が進んでいます。

26 環境に関する研究が進展し、その成果が県民、市民団体、企業、教育機関などに提供され、環境問題の解決に向けた取組が進んでいます。また、世界共通の環境問題に関する技術に関し、海外との研究及び人的交流が積極的に展開されています。

30 (3) 今後の施策と主な取組

31 (i) 環境に配慮した事業活動の支援

32 ◇企業等の SDGs の取組支援 (拡充)

33 環境関連団体との連携やモデル事例の共有、取組の PR などにより、企業等の環境分野の SDGs の取組を支援します。

35 官民連携を促進するプラットフォームや自ら SDGs に取り組む県内企業等を登録する「埼玉県 SDGs パートナー」登録制度により、SDGs の環境、経済、社会の各側面での取組を支援します。

37 ◇中小企業の環境・エネルギー分野のビジネス支援

38 社会全体で取り組むべき課題の解決に取り組む中小企業を支援するため、デジタル技術等を活用した製品開発や現状を打破する革新的な新技術や新製品開発等を支援します。

40 ◇環境に配慮した農業の振興や地産地消の推進

41 大消費地の中の産地という特性を生かし、農産物の地産地消を推進するとともに、環境への負荷を軽減する農業に取り組む農業者に対し、技術習得及び流通販売の面での支援を行います。

43 ◇県の率先行動やグリーン購入などの推進

44 環境に配慮した公共事業や地球温暖化対策など環境負荷低減に事業者として率先して取り組む

とともに、「グリーン購入」の普及を図ります。

事業活動で環境に配慮した優れた取組を実施している事業所を認証する「エコアップ認証制度」により、環境マネジメントの取組を促進します。

(ii) 環境情報の収集及び提供

◇試験研究の成果や環境情報の発信

環境科学国際センターでは、多様な環境課題に関する各種試験研究を推進するとともに、年報やニュースレター、WEB サイト、SNS などを活用し、様々な研究成果や地質地盤情報をはじめとする各種の環境情報を発信します。特に、WEB GIS (Atlas Eco Saitama) による地理環境情報の公開を推進し、環境情報を分かりやすく可視化し提供するとともに、気候変動情報を提供する情報プラットフォーム SAI-PLAT のコンテンツを充実し、気候変動への適応を支援します。

◇(再掲) 気候変動の影響の評価、情報収集と情報提供 (拡充)

◇自然史標本、生物多様性情報の収集及びデータベースの作成

環境科学国際センターでは、生物多様性保全推進に不可欠な野生動植物の分布情報や、外来生物の情報などを収集・蓄積しデータベース化します。また、データベースや WEB GIS などを活用し、データの公開を推進し、県民の生物多様性保全活動を支援します。

自然の博物館では、埼玉県其自然環境とその変遷に関する情報・標本等資料の収集・整理を行ない、展示や特別利用、希少種調査等に活用できるような情報発信に努めます。

(iii) 環境科学の振興と国際貢献

◇産官学民と交流及び連携した共同研究の推進

気候変動や生物多様性の喪失など、近年、より多様で複雑化する環境問題の解決のため、環境科学国際センターでは、広く大学や国・地方公共団体の研究機関、民間との情報交換・共同研究を進めます。

また、県民との協働型調査研究にも取り組みます。

◇環境政策を科学的側面から支える機能の強化

環境科学国際センターでは、環境政策を科学的な側面から支える機能の強化を目指し、競争的外部資金の獲得や、研究評価制度の適切な運用による研究の質の向上に努め、研究能力や研究資源の充実を図ります。

◇海外との共同研究や技術協力

環境科学国際センターでは、グローバルな環境問題の解決を目指し、海外の研究機関や大学などとの共同研究を実施するとともに、海外の環境問題解決の支援や共通の環境問題の解決のための人的交流を推進します。

□施策指標

環境SDGs 関連セミナーの参加企業数	80社 (令和2年度)	→	780社 (令和8年度)
研究成果の発表件数	3,267件 (令和元年度)	→	4,700件 (令和8年度)
環境分野における海外との交流者数 (累計)	1,045人 (令和2年度)	→	1,480人 (令和8年度)

1 施策の方向 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

2 (1) 現状と課題

3 本県は、他県よりも早いスピードで高齢化が進みます。また、デジタル化や災害の多発など、
4 誰も経験したことのない大きな変化がもたらす様々な社会課題、生活を支える生活サービスやイ
5 ンフラの低下、地域経済の衰退、厳しい財政状況といった都市の課題に対応するため、コンパクト
6 なまちづくりを進めていく必要があります。

7 本県には、豊かな森林に恵まれた秩父山地、狭山丘陵や見沼田圃、三富新田などの身近な緑、
8 荒川や利根川といった数多くの河川があり、多様な自然環境を形成しています。また、多様な自然
9 環境や風土に根差した人々の営み、歴史を経て形成された文化、自然と一体となった古墳や城
10 跡、地域の自然を象徴する地質現象や植物群落などもあります。

11 これらの自然環境や景観を保全し、次世代に引き継いでいくためには、地域一体となった取組
12 を進めるとともに、人口減少等により地域の活力の低下が懸念される中、貴重な地域資源として
13 十分に生かしながら、地域の活性化にもつなげていく必要があります。再生可能エネルギーや森
14 林資源など地域で有する資源を各地域で十分に活用するとともに、近隣地域などと地域資源を補
15 完し合い、支え合う「地域循環共生圏」に向けた取組も求められています。

16 また、本県では、里山に代表される豊かな自然環境の保全・再生などの課題に効果的かつ適切
17 に対応するため、県民、市民団体、企業と連携した廃棄物の不法投棄の未然防止や緑地の保全な
18 どの取組を進めてきました。さらには、気候変動や大気汚染などの広域的な課題については、国
19 や他の自治体とも緊密に連携して取り組むことでより効果的に対応できることから、引き続き、
20 多様な主体との交流・連携を進めていく必要があります。

21 多様で複雑化する環境問題を解決していくためには、県民、市民団体、企業、行政、学校など
22 全ての主体が、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動を実践していく必要があります。こ
23 れまで、本県では環境学習の機会の提供や人材の育成を推進してきました。

24 今後も持続可能な社会の構築に向けて、環境学習の充実、環境学習や環境保全活動を担う人材
25 の育成を図ることが必要です。

27 (2) 長期的な目標に向けた方向性

28 地域の資源を生かした取組や、地域一体となった環境・景観の保全・創造の取組が進み、資源
29 が循環し自然と共生する地域となっています。

30 環境の保全・創造に向け、県民、市民団体、企業、行政、学校などあらゆる主体が連携・協働
31 した取組が進んでいます。

32 環境学習に関する研修会や体験学習の機会が様々な場で提供され、環境への理解が深まり、環
33 境学習や環境保全活動を担う人材が的確に育成され、環境学習や環境保全活動が継続して行われ
34 ています。

36 (3) 今後の施策と主な取組

37 (i) 環境と共生する持続可能な地域づくりの推進

38 ◇埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進による持続可能なまちづくり（新規）

39 コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を柱として、地域特性に応じた超少子高齢
40 社会の諸課題に対応した持続可能なまちづくりを市町村と共に目指す埼玉版スーパー・シティプ
41 ロジェクトに取り組みます。その中で、太陽光発電や熱などの多様な分散型エネルギーを活用し、
42 IoTや新技術により地域における効率的なエネルギー利用を進めます。

43 ◇グリーン・ツーリズムの推進

44 観光農園や体験交流施設、農産物直売所、体験ができる宿泊施設などの情報を収集し、ポータ

ルサイトのほか、鉄道会社や旅行会社などの民間事業者と連携し幅広く発信します。

◇史跡・名勝・天然記念物などの指定

貴重な歴史的・文化的景観を保全するため、埼玉県文化財保護条例及び埼玉県文化財保護審議会条例に基づき、史跡・名勝・天然記念物などを指定し、文化財保護に努めます。

◇地域の特性を生かした景観づくりの推進

良好な景観形成を進めるため、景観に関する啓発及び知識の普及などに取り組む市町村・地域団体を支援します。

また、沿道の景観を阻害する電線類の地中化を進め、都市景観の向上を図ります。

◇地域資源を活用した取組の推進

県内各地で地域資源を活用した取組が進むとともに、必要に応じて県内各地域が地域資源の活用のために連携・協力し合う取組が進むよう、再生可能エネルギーの利用拡大、廃棄物の持つエネルギーの活用、都市と山村の連携による森づくりなどを進めます。

◇（再掲）太陽光やバイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーの利用拡大

◇（再掲）下水汚泥の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマスの利用促進

◇（再掲）都市と山村の連携による森づくり（新規）

◇（再掲）県産木材の利用促進・率先活用

◇（再掲）健全な水循環構築に向けた取組の実施

◇（再掲）農産物の地産地消の推進

◇大規模開発事業における生態系の保全

戦略的環境影響評価制度及び環境影響評価制度の適正な運用により、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業などを行う際に、事業者が住民や行政と共に地域における環境の保全に配慮する取組を推進します。

（iii）環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などとの交流・連携

◇地域の清掃活動の推進

ごみの散乱防止や地域の環境美化を推進するため、地域清掃活動団体の活動支援、県民、事業者及び関係団体の連携強化による推進体制の整備、並びに啓発活動を推進します。

◇彩の国ロードサポート制度の推進

県民の社会貢献意識や道路愛護精神の向上を図り、快適で美しい道路環境づくりを推進していくため、住民や企業などによる歩道の清掃や花植えを行う彩の国ロードサポート制度を推進します。

◇環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などへの支援

地球温暖化防止活動推進員の能力向上に資する研修の実施、食品ロスの削減に取り組む店舗への支援、「彩の国みどりのサポーターズクラブ」の活動の支援、埼玉の豊かな川を育む自発的な活動を行う「S A I T A M A リバーサポーターズ」の支援など、各分野で環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などを支援します。

◇（再掲）脱炭素社会の実現に向けた環境学習の推進

◇（再掲）ごみを減らすライフスタイルの普及促進

◇（再掲）食品ロス削減の促進

◇（再掲）緑を守り創る活動の支援と促進

◇（再掲）川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援

◇九都県市を中心とした連携の推進

住民や企業の活動領域が拡大する中、地球温暖化や大気汚染、廃棄物処理などの環境問題に、効果的、効率的に取り組むため、九都県市を中心に自治体間の広域的な連携を進めます。

1
2 (iv) 環境を守り育てる人づくり

3 ◇環境科学国際センターでの環境学習・環境保全活動の担い手の育成

4 環境に配慮したライフスタイルや環境科学に関する知識を身につけ、地域で環境学習活動や環
5 境保全活動を推進できるリーダーを育成するため、彩の国環境大学を開講します。

6 ◇学校における環境教育の推進

7 総合的な学習の時間（小・中学校等）、総合的な探究の時間（高等学校）等において、「持続可
8 能な開発目標（SDGs）」に向けた体験型・探究型の環境学習を推進します。

9 ◇ボランティアや企業と連携した環境学習の支援

10 県民の環境学習の機会の拡大を図るため、豊富な知識や経験があり学校や地域で環境学習を行
11 う方を登録、紹介する「環境アドバイザー」制度、学校の環境学習を支援する企業を登録、紹介
12 する「環境学習応援隊」制度の充実に努めます。

13 ◇子どもの自主的な環境活動の支援

14 次世代を担う子供たちの環境意識の醸成や環境保全活動の充実に努めるため、「こどもエコクラ
15 ブ」の活動を支援します。

16 ◇環境科学国際センターによる各種公開講座の実施

17 環境問題を正しく理解し、環境保全の実践に結びつけるための学習の機会を提供するため、試
18 験研究機関の科学的知見を生かした各種講座や、生態園を活用した自然体験教室を開催します。

19 ◇自然の博物館や川の博物館による学校支援、レファレンス対応の充実

20 学校へ理科の出張授業や、現地での体験学習、教育機関や団体等に対して自然に関する講演を
21 実施します。来館者・県民・マスコミ等から寄せられる問い合わせに対して回答するなど、情報
22 提供を行います。

23 ◇自然体験など様々な機会における環境学習の実施

24 簡単なチェックシートで一日省エネ生活に取り組む「エコライフ DAY 埼玉」の実施、イベント
25 を通じたごみを減らすライフスタイルの普及啓発、緑を守り創る活動の場の提供、自然ふれあい
26 施設での自然観察会など、様々な機会において環境学習を実施します。

27 ◇（再掲）脱炭素社会の実現に向けた環境学習の推進

28 ◇（再掲）ごみを減らすライフスタイルの普及促進

29 ◇（再掲）食品ロス削減の促進

30 ◇（再掲）緑やSDGsに関する学習環境の整備

31 ◇（再掲）自然公園や自然ふれあい施設の整備と活用

32
33 □施策指標

埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数	0 (令和2年度末)	➔	46市町村 (令和8年度末)
地域清掃活動団体の登録数	787団体 (令和2年度)	➔	1,080団体 (令和8年度)
環境アドバイザー及び環境学習応援隊の数	188者 (令和2年度)	➔	248者 (令和8年度)
環境科学国際センター利用者数（累計）	977,031人 (令和2年度)	➔	1,246,000人 (令和8年度)